

# 2019年10月1日から新料金となります。

## 堺市立西文化会館 施設使用料一覧

※使用者が市外に居住するとき、営利を目的とする使用、入場料などを徴収する場合は、基本料金の5割を加算いたします。

種別/時間区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	面積 (㎡)	基本人員(人)	
			9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22			
1階	ホール	平日	基本	15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780	545 (うち 車椅子席5席/ 別途移動席 156席)	
			リハーサル利用	10,920	18,170	21,840	29,090	40,020	50,940		
		平日の2ヶ月前の申込		4,600	7,750	9,310	12,350	17,060	21,660		
		休日等	基本	18,220	31,210	37,600	49,430	68,810	87,030		
			リハーサル利用	12,750	21,840	26,320	34,600	48,160	60,920		
	休日等使用の2ヶ月前の申込		5,430	9,310	11,200	14,740	20,510	25,940			
	楽屋1・2・3・4・5		基本	510	930	1,150	1,440	2,080	2,590		20
楽屋A・B		基本	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120	21	2	
2階	ギャラリー	平日	基本	2,610	4,400	5,330	7,010	9,730	12,340	94	(机3×4 イス36)
			準備	1,820	3,080	3,730	4,900	6,810	8,630		
		休日等	基本	3,130	5,330	6,380	8,460	11,710	14,840		
			準備	2,190	3,730	4,460	5,920	8,190	10,380		
	ミュージック スタジオ1	平日	基本	1,350	2,080	2,610	3,430	4,690	6,040	30	14
		休日等	基本	1,560	2,610	3,130	4,170	5,740	7,300		
ミュージック スタジオ2	平日	基本	1,150	1,880	2,200	3,030	4,080	5,230	26	14	
	休日等	基本	1,350	2,200	2,710	3,550	4,910	6,260			
3階	レッスンルーム (リハーサル室)		基本	3,970	6,380	7,630	10,350	14,010	17,980	115	80
			楽屋利用	1,980	3,190	3,810	5,170	7,000	8,990		
6階	講座室(アトリエ)		基本	1,770	2,710	3,230	4,480	5,940	7,710	59	30~50
	会議室		基本	930	1,560	1,980	2,490	3,540	4,470	33	14
	創作室 1		基本	3,550	5,860	7,010	9,410	12,870	16,420	84	24~36
	焼窯・作業室		基本	510	830	930	1,340	1,760	2,270	17	5
7階	セミナールーム		基本	4,810	7,950	9,530	12,760	17,480	22,290	170	100~160
	AVルーム		基本	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080	59	30~50
	クッキングルーム		基本	3,130	5,330	6,380	8,460	11,710	14,840	95	24~30
	ダイニングルーム		基本	830	1,250	1,560	2,080	2,810	3,640	28	25
	茶華道室		基本	830	1,460	1,670	2,290	3,130	3,960	18畳	20
	教養室		基本	1,030	1,880	2,200	2,910	4,080	5,110	39	21

- 1) 市外居住者(法人その他の団体又は事業所にあたっては、その所在地が本市の区域外に存するもの)が使用するときは、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算します。
- 2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利を目的とする団体等が利用するときは、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算します。
- 3) ホールを準備又はリハーサルのために使用するときは、当該使用区分に係る基本料金の7割の額とします。  
また、ホールについて舞台のみの使用(練習)に限って利用日の2ヶ月前の日以後に申し込まれる場合は、当該使用区分に係る基本料金の3割の額とします。
- 4) ギャラリーを準備のために使用するときは、当該使用区分に係る基本料金の7割の額とします。
- 5) レッスンルームを楽屋等に使用するときは、当該使用区分に係る基本料金の5割の額とします。
- 6) 特別に電気その他を使用するときは、実費を負担ねがいます。